

# 登録認証機関及び登録外国認証機関の登録の基準 等に関するQ & A

2019年4月

2020年12月一部改正

農林水産省食料産業局食品製造課

まえがき

## 1 J A S 法令関係

### (1) 登録の基準

(問1) 登録認証機関又は登録外国認証機関の登録はどのような区分で行われるのですか。

(問2) 登録認証機関又は登録外国認証機関はその事業所が所在する国以外の国の取扱業者を認証することができますか。

(問3) ISO/IEC 17065などの登録認証機関又は登録外国認証機関の登録基準はどのような考え方で定められているのですか。

(問4) 登録認証機関又は登録外国認証機関の役員の構成を、認証を受けようとする又は認証を受けた取扱業者のみとしてもよいですか。

(問5) 都道府県等の地方公共団体は登録認証機関の登録を受けられますか。

(問6) 登録認証機関又は登録外国認証機関に対する調査はどのように行われるのですか。

(問7) 地方公共団体も国（農林水産省）の調査を受けるのですか。

### (2) 認証事業者に対する調査

(問8) 登録認証機関又は登録外国認証機関は認証事業者の調査をどのくらいの頻度で行う必要がありますか。

(問9) 無通告調査とはどのようなものですか。

(問10) 無通告調査では全ての認証事項について確認しなければならないのですか。

(問11) 無通告調査を実施しなかった場合には違反になりますか。

(問12) 無通告調査の対象とする認証事業者を、どのように選定すればよいのですか。

(問13) 無通告調査の対象とする認証事業者の選定に当たり、リスクに応じた優先順位づけを行う場合、どのようにしたらよいですか。

(問14) リスクが無い認証事業者しかいない場合は無通告調査を実施しなくてもよいですか。

### (3) その他

(問15) 認証又は認証事項を確認する際、適合の表示を付することができる「広告等」にはどのようなものが考えられますか。

(問16) 認証をする際に付する条件として、認証事業者が認証を受けている旨の情報の提供を適切に行うことについて規定されていますが、「情報の提供」に該当する範囲として、どのような手段・媒体が考えられますか。

(問17) 不適正な J A S マークなどが認められた際に、その旨を農林水産大臣に報告することとなっていますが、報告すべき対象となる範囲はどこまでですか

。

(問18) 認証の技術的基準における「認証機関の指定する講習会」はどのような内容である必要がありますか。

## 2 ISO/IEC 17065関係

### (1) 一般要求事項

(問19) 依頼者（認証の申請者又は認証事業者）との間でどのような合意を取り交わせばよいですか。また、当該合意に含めるべき事項は何ですか。

(問20) 依頼者（認証の申請者又は認証事業者）へのコンサルティングの申出や提供は禁止されていますが、具体的にどのような行為がコンサルティングに該当するのですか。

(問21) 認証機関と関係のある別法人の活動によって認証活動の公平性を損なうことがないようにすることが要求されていますが、登録認証機関又は登録外国認証機関と関係のある別法人とはどのような法人が該当しますか。

(問22) 認証機関と関係のある別法人が、認証製品の販売・生産、コンサルティングを行う場合等に、認証機関の管理層の要員やレビュー・認証の決定のプロセスに関わる要員が当該別法人の活動に従事することは禁止されていますが、登録認証機関又は登録外国認証機関が認証事業者の職員等を要員として任命することはできますか。

(問23) 過去に要員がコンサルティングをした製品等のレビューや認証の決定（判定）の業務に対し、当該要員に従事させない期間としてどの程度が適切ですか。

(問24) 運営から生じる債務を担保できる適切な備えを持つことが要求されていますが、どの程度の備えが必要ですか。

(問25) 会員で構成される団体である登録認証機関又は登録外国認証機関が、会員にのみ認証を行うことはできますか。また、登録認証機関又は登録外国認証機関の独自基準をJAS認証の条件とすることができますか。

(問26) 登録認証機関又は登録外国認証機関が認証の技術的基準の他に独自の基準を持ち、その基準に基づく認証活動を行うことは可能ですか。

(問27) 機密保持について、法的に拘束力があるコミットメント（約束）によって、情報の管理に責任を負う必要がありますが、業務規程に機密保持に関することを規定すればよいのですか。

### (2) 組織運営機構に対する要求事項

(問28) 公平性を確保するためのメカニズムを持つことが要求されていますが、どのようなメカニズムを持つことが考えられますか。

### (3) 資源に対する要求事項

(問29) 力量をマネジメントする必要がある「認証プロセスに関与する要員」とはどのような者ですか。事務のみを行う者も含まれますか。

(問30) 登録認証機関又は登録外国認証機関の長が、検査や判定を行うことは認められますか。

- (問31) 認証に関する業務を行う要員の力量の基準として、何を定めればよいですか。
- (問32) 要員の力量の実証や要員のパフォーマンス（要員の活動）の監視はどのように行えばよいですか。
- (問33) 外部委託が可能な評価活動にはどのようなものが該当しますか。
- (問34) 審査の外部委託先が認証に係る J A S や認証の技術的基準についての知見を有し、ISO/IEC 17065の認定を取得している場合や製品検査の外部委託先がISO/IEC 17025の認定を取得している場合は、その認定取得をもって外部委託先として適格と判断してよいですか。
- (4) プロセス要求事項
- (問35) 認証機関自身が（依頼者又は他の依頼者に）既に授与した認証を根拠にして、省略できる活動の事例にはどのようなものが考えられますか。
- (問36) 他の認証機関や試験所が実施した実地調査や製品検査の評価結果を活用し、認証をすることは可能ですか。
- (問37) 評価に関わる全ての情報及び結果のレビューとは何ですか。また、レビュー及び認証の決定が同一人物によって行われない場合において作成する認証決定のためのレビューに基づく推薦文書には、どのような内容を書けばよいのですか。
- (問38) 「認証機関の組織統制の下にある法人」は J A S 法において考えられますか。
- (問39) 依頼者に提供する認証文書に含める事項はどのような情報ですか。
- (問40) 要求事項（J A S 等）が改正された場合に実施する処置とは何ですか。
- (問41) 認証が（認証事業者の要請で）終了した場合、又は認証の一時停止若しくは認証の取消しになった場合に実施する認証スキームで規定した処置とは何ですか。
- (問42) 認証事業者の一時停止状態を解決（解除）するために必要な手続きとはどのようなものですか。
- (問43) 認証に関する業務の記録は何年間保管する必要があるのですか。

## まえがき

このQ&Aは、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく、登録認証機関又は登録外国認証機関の登録に係るスキームの要求事項等を示すことにより、円滑なJAS制度の運用を図ることを目的として作成したものです。

## 1 JAS法令関係

### (1) 登録の基準

(問1) 登録認証機関又は登録外国認証機関の登録はどのような区分で行われるのですか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関の登録の区分として5区分が定められており、当該区分ごとに登録を受けることとなります。

登録は、当該区分に含まれる一部の日本農林規格（以下「JAS」という。）についてのみ、あるいは、一部のJASのうち特定の品目等についてのみ認証を行うこととして受けることもできます（必ずしも当該区分に含まれる全てのJASについて認証を行うこととする必要はありません。例えば、有機農産物のJASについてのみ認証する、有機農産物のJASのうち品目を米に限定して認証するなど可能です。）。

登録後に、登録された区分に含まれるJASのうち、それまで認証を行うこととしていなかったJASについても認証を行おうとする場合は、業務規程の変更の届出や登録（更新）申請書の添付書類の記載事項の変更の届出を行う必要があります。この際、必要に応じて、農林水産省の職員又はFAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）が、認証を行う能力を備えているかなどについて審査を行います。

（JAS法第14条第1項、第43条、JAS法施行規則第40条、第59条）

(問2) 登録認証機関又は登録外国認証機関はその事業所が所在する国以外の国の取扱業者を認証することができますか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、登録の申請に際して規定した「認証を行おうとする区域」における取扱業者について認証することができます。「認証を行おうとする区域」としては、登録認証機関又は登録外国認証機関の事業所が所在する国に留まらず、任意の区域を規定することが可能です。

ただし、登録外国認証機関にあっては、日本国内を「認証を行おうとする区域」として規定することはできません。

（JAS法第14条第1項、第34条、JAS法施行規則第39条、第59条）

(問3) ISO/IEC 17065などの登録認証機関又は登録外国認証機関の登録基準はどのような考え方で定められているのですか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関の登録に当たっては、登録の申請者が、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）が定めた認証を行う機関に関する基準であって農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごと（JASの制定単位ごと）に農林水産大臣が定めるもの（ISO/IEC登録基準）に適合することが必要です。

上記は、「農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準（平成30年農林水産省告示第696号）」により定めています。

具体的には、JASで定められた基準の主な対象ごとに、以下のとおりISO/IECが定めた認証を行う機関に関する基準を指定していくこととしています。

なお、ISO/IEC登録基準の改正があった場合は、登録認証機関若しくは登録外国認証機関又は認証事業者に対する影響の程度等を考慮し、必要に応じて改正後のISO/IEC登録基準に対応するための移行期間を定めることとしています。

（JAS法第16条第1項第1号）

JASで定められた基準の主な対象	ISO/IECが定めた認証を行う機関に関する基準
製品、プロセス、サービス	ISO/IEC 17065
マネジメントシステム	ISO/IEC 17021-1
要員	ISO/IEC 17024

（問4）登録認証機関又は登録外国認証機関の役員の構成を、認証を受けようとする又は認証を受けた取扱業者のみとしてもよいですか。

(答)

認証事業者（認証を受けようとする者を含む。以下問4において同じ。）の役職員が、登録認証機関又は登録外国認証機関の役職員となることは可能です。

ただし、その者が認証業務に関する権限を有する役職（当該登録認証機関又は登録外国認証機関の代表権を有する役員を含む管理層等）に従事する場合（問22参照）や、登録認証機関又は登録外国認証機関の役員のうち、その2分の1を超える者が1認証事業者の役職員である場合は、登録認証機関又は登録外国認証機関の登録の要件を満たさないことになります。

（JAS法第16条第1項第2号）

(問5) 都道府県等の地方公共団体は登録認証機関の登録を受けられますか。

(答)

登録認証機関の登録は、登録の申請者が欠格条項（J A S 法第15条）に該当せず、かつ、登録の基準（J A S 法第16条）に適合する場合に受けることができます。

都道府県等の地方公共団体であっても、これらの条件を満たせば登録認証機関の登録を受けることができます。

なお、ISO/IEC 17065 4.2.6などにおいて、認証機関が属する法人のいかなる部門も、認証の申請者等に対しコンサルティングの申出や提供を行うことが禁止されていますので、登録の申請に当たっては、事前に他部門の業務内容を十分把握・調整する必要があります（問20～23参照）。

(問6) 登録認証機関又は登録外国認証機関に対する調査はどのように行われるのですか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関に対しては、農林水産省又はF A M I C（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）の職員が、

- ① 登録（登録の更新）の申請に際して行う審査
- ② 登録後に認証業務の実施状況の確認のために行う検査等
- ③ 業務規程の変更の届出等に際して必要に応じて行う検査等
- ④ 登録の基準等への適合性や認証業務の適正性に疑義が生じた場合に行う検査等

を行うこととしています。

これらの実施に当たっては、登録の基準等に適合しているかや、認証業務が適正に行われているかについて、申請・届出書類の書類審査、事務所や施設等における記録類のチェックや聞き取り調査、認証業務の実施に際しての立会いなどにより確認します。その結果、不適切と認められる場合は、必要な措置を講ずることを指導するほか、適合命令、改善命令、業務停止命令、登録の取消し等の処分を行う場合があります。

（J A S 法第14条、第34条、第36条、第65条第1項、第66条第1項）

(問7) 地方公共団体も国（農林水産省）の調査を受けるのですか。

(答)

地方公共団体である登録認証機関であっても、認証業務の適正な実施を確保す



るためFAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）による審査、検査等を受けることとなります。

（JAS法第14条、第65条第1項、第66条第1項）

（2）認証事業者に対する調査

（問8）登録認証機関又は登録外国認証機関は認証事業者の調査をどのくらいの頻度で行う必要がありますか。

（答）

認証事業者が認証の技術的基準に適合していることや格付及び格付の表示又は適合の表示を適切に実施していることを確認するための調査を、原則として認証日又は前回の調査日からおおむね1年以内に行う必要があります（農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間（平成18年農林水産省告示第217号））。

また、当該調査は、認証事業者に事前に通知して行うほか、認証事業者の全部又は一部に対し無通告により行うこととしています。

なお、特に調査を行う必要があると認めた場合はその都度調査を行うこととなります。

（JAS法第19条第2項、JAS法施行規則第46条第1項第2号ハ）

（問9）無通告調査とはどのようなものですか。

（答）

無通告調査は、登録認証機関又は登録外国認証機関が認証事業者の認証事項の確認のために行う調査手法の1つであり、抜き打ちで行うことにより、平時からの認証事業者の適正な業務の実施を促すことを目的とするものです。

具体的には、認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しているかどうかの確認のための調査を、アポイントのない「事前に通知することなく」工場や事務所を訪問して行うことをいいます。あらかじめ訪問の時間や時期の範囲を連絡しそのタイミングで訪問する場合や暗に訪問日時をほのめかす場合は無通告調査には該当しません。

（JAS法第19条第2項、JAS法施行規則第46条第1項第2号ニ）

（問10）無通告調査では全ての認証事項について確認しなければならないのですか。

（答）

無通告調査の実施に当たっては、その目的に照らし、必ずしも全ての認証事業者について実施する必要はなく、また、全ての認証事項についての確認を行う必要もありません。

なお、重大な不適合が生じるリスクが高いポイントを中心に調査するなど、効果が上がる方法で行うことが望ましいと考えます。

( J A S 法第19条第2項、 J A S 法施行規則第46条第1項第2号ニ)

(問11) 無通告調査を実施しなかった場合には違反になりますか。

(答)

無通告調査の実施に当たっては、無通告調査導入の趣旨を踏まえ、実効性・合理性・効率性を考慮の上、あらかじめ業務規程においてその実施方針を定める必要があります。具体的には、実施手順・方法などのほか、対象とする事業者の選定基準（一定期間内において登録認証機関又は登録外国認証機関が行う総実施回数（例えば、「2年間に5事業者程度」など）を含む。）を定めることが考えられます。

仮に、正当な理由なく、当該実施方針どおりに無通告調査を実施しなかった場合は、認証業務の方法に関する基準に適合しないと判断される可能性があります。

( J A S 法第19条第2項、 J A S 法施行規則第46条第1項第2号ニ)

(問12) 無通告調査の対象とする認証事業者を、どのように選定すればよいのですか。

(答)

無通告調査の対象とする認証事業者の選定は、認証に係る農林物資の種類や農林物資の取扱い等の方法の区分の特性、不適合の影響や発生確率等を勘案して行う必要があります。

例えば、リスクに応じて優先順位をつけて訪問事業者を選定する、リスクに差がなければ長期計画をたてて全ての認証事業者を数年かけて訪問するなどの方法も考えられます。

登録認証機関又は登録外国認証機関ごとの実態に応じ、その効果が最大限に発揮できる選定方法により、無通告調査を実施してください。

( J A S 法第19条第2項、 J A S 法施行規則第46条第1項第2号ニ)

(問13) 無通告調査の対象とする認証事業者の選定に当たり、リスクに応じた優先順位づけを行う場合、どのようにしたらよいですか。

(答)

例えば、過去の調査における結果や不適合の有無・程度、責任者の交代の有無、アイテム数の多寡、新アイテムの製造開始の有無、季節要因で実際の生産時に訪問できない場合があるかなどの事項を考慮し、認証事業者ごとに点数化するなどして、不適合が生じるリスクが高い認証事業者を優先的に訪問することなどが考えられます。

( J A S 法第19条第2項、 J A S 法施行規則第46条第1項第2号ニ)

(問14) リスクが無い認証事業者しかいない場合は無通告調査を実施しなくてもよいですか。

(答)

全ての認証事業者についてリスクが非常に小さいと判断される場合は、結果として登録認証機関又は登録外国認証機関が行う無通告調査の回数が少なくなることが考えられます。

しかしながら、各認証事業者のリスクは変動し得ること（例えば、責任者の交代や新アイテムの製造開始といった状況が、全ての認証事業者について長期間生じないことは考えにくい。）、長期計画をたてて全ての認証事業者を数年かけて訪問する方法も考えられることなどから、著しく長い期間、無通告調査を実施しなかった場合は、登録認証機関又は登録外国認証機関が定める実施方針の内容が無通告調査導入の趣旨に合致しているかなどについて、認証事業者の状況などを含め確認の上、指導等を行う場合があります。

( J A S 法第19条第2項、 J A S 法施行規則第46条第1項第2号ニ)

(3) その他

(問15) 認証又は認証事項を確認する際、適合の表示を付すことができる「広告等」にはどのようなものが考えられますか。

(答)

適合の表示を付すことができる「農林物資の取扱い等に関する広告」や「取扱業者に関する広告」の例として、以下が考えられます。

- ・説明書（会社案内、チラシ・ポスター、パンフレットなど）
- ・書籍
- ・Webサイト
- ・建物の外壁や看板
- ・従業員の名刺、挨拶状など

当該広告は、認証を受けた範囲や認証の内容を誤認させるようなものであって

はいけません。

(JAS法第13条第1項、第19条第2項、JAS法施行規則第38条の4、第46条第1項第1号イほか)

(問16) 認証をする際に付する条件として、認証事業者が認証を受けている旨の情報の提供を適切に行うことについて規定されていますが、「情報の提供」に該当する範囲として、どのような手段・媒体が考えられますか。

(答)

認証を受けている旨の情報の提供として、製品への表示、広告や会社ホームページ、メールマガジンのほか、電話応答、商談での説明などあらゆる手段・媒体による情報提供が対象となります。

(JAS法第19条第2項、JAS法施行規則第46条第1項第1号ニ(5)ほか)

(問17) 不適正なJASマークなどが認められた際に、その旨を農林水産大臣に報告することとなっていますが、報告すべき対象となる範囲はどこまでですか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、自らが認証した事業者に、格付の表示又は適合の表示の不適正、認証の技術的基準への不適合などがあつた際は、格付の表示又は適合の表示に関する業務の停止、改善、又は取消しなど適切な措置を講じた場合、農林水産大臣に報告しなければなりません(JAS法施行規則第47条第2項、第5項)。

上記の他、登録認証機関又は登録外国認証機関は、JAS法第69条第1項各号に掲げる場合のうち、自らの認証に関する業務に係るものとして、以下についてJASへの不適合等を認めた場合に、その旨を農林水産大臣に報告する必要があります(JAS法施行規則第47条第7項)。

- ① 当該登録認証機関又は登録外国認証機関が認証を行うこととしているJASに係る格付の表示若しくは適合の表示又はJASに定める基準に適合している旨の表示
- ② 当該登録認証機関又は登録外国認証機関が認証を行うこととしているJASが、指定農林物資の名称の表示に係る場合は、当該JASに係る指定農林物資の名称の表示

なお、上記の報告対象以外であっても、JAS法違反が疑われるものについては、農林水産省に広く情報提供をしていただきたいと思います。

(問18) 認証の技術的基準における「認証機関の指定する講習会」はどのような内容である必要がありますか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、認証の技術的基準において登録認証機関又は登録外国認証機関が指定する講習会を受講することが規定されている場合は、当該講習会において、認証した事業者が適正に格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を実施するよう、JAS法の内容やJAS法に基づく認証制度の趣旨、仕組み及び格付の実施方法等について周知することが必要です。

このため、登録認証機関又は登録外国認証機関が指定する講習会では、①JAS法やJAS法に基づく法令、②認証に係るJAS、③認証の技術的基準、④認証の手続き等全般について周知し、受講する者が希望する区分に応じた必要事項について周知する必要があります。

また、これらの内容の理解度を評価・測定するために試験などを実施し、講習会の効果測定を行うことも有用です。

## 2 ISO/IEC 17065関係

### (1) 一般要求事項

(問19) 依頼者（認証の申請者又は認証事業者）との間でどのような合意を取り交わせばよいですか。また、当該合意に含めるべき事項は何ですか（ISO/IEC 17065 4.1.2.1、4.1.2.2）。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、依頼者に対し、JAS法施行規則第46条第1項第1号ニに掲げる事項を含む適正な条件を付す必要があります。このほか、ISO/IEC 17065において、法的拘束力のある合意を結ぶことが求められており、当該合意として、依頼者との間で、以下の事項を含む合意書、契約書等を取り交わすことが必要です。

- (1) 認証の技術的基準に常に適合すること。4.1.2.2a)
- (2) 認証に係る農林物資又は農林物資の取扱いの方法が、継続的にJASを満たすこと。4.1.2.2b)
- (3) 登録認証機関又は登録外国認証機関が行う調査の実施等に関する手配を行うこと。4.1.2.2c)
- (4) 認証に関する表明を適切に行うこと。4.1.2.2d)及びe)
- (5) 格付品の出荷の一時停止等の請求、認証の取消し又は格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務の廃止の場合、認証に言及している宣伝・広告物の使用を中止するとともに、認証文書（別紙等を含む）を返却すること。4.1.2.2f)

- (6) 認証文書を複製する場合、全てを複製するとともに複製である旨明記（「複製」、「コピー」、「写し」等）すること。4.1.2.2g)
- (7) 文書、パンフレット、宣伝・広告物などを用いて認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る農林物資又は農林物資の取扱い等の方法以外のものについて認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関又は登録外国認証機関の業務内容について誤認させるおそれのないようにすること。また、JASに適合していることを示す目的以外の目的で行わないこと。4.1.2.2h)
- (8) 登録認証機関又は登録外国認証機関が、認証事業者に対して上記(7)の条件に違反すると認められた場合、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。4.1.2.2h)
- (9) 格付の表示又は適合の表示に係るJAS法の規定を遵守すること。4.1.2.2i)
- (10) 苦情の記録を保管し、要請に応じて、これらの記録を登録認証機関又は登録外国認証機関が利用できるようにすること。4.1.2.2j)
- (11) 認証された事項を変更しようとする場合は、遅滞なく登録認証機関又は登録外国認証機関に通知すること。4.1.2.2k)

さらに、認証活動の提供に関して登録認証機関又は登録外国認証機関が責任を持って行うべき行為（認証後の認証事項の確認のための調査（年次調査、変更届等に係る臨時調査等）の実施、機密の保持（情報公開を含む。）、苦情及び異議申立ての処理、JASや認証の技術的基準等の要求事項が改正された場合における依頼者への通知等）についても当該合意に含める必要があります。

(問20) 依頼者（認証の申請者又は認証事業者）へのコンサルティングの申出や提供は禁止されていますが、具体的にどのような行為がコンサルティングに該当するのですか（ISO/IEC 17065 4.2.6）。

(答)

依頼者の申請範囲における製品の製造やプロセス・サービスの実施などに関与する行為が、コンサルティングに該当します。

具体的には、認証を受ける又は維持する上で障害となる事項についての個別具体的な対策、改善手段等を教示することなどが該当し、これらについては、登録認証機関又は登録外国認証機関が属する法人のいかなる部門も行うことはできません。

なお、依頼者に対する以下の行為については、コンサルティングには該当しません。

- (1) JAS法令（JAS、認証の技術的基準を含む。）の内容に関する説明
- (2) 申請手続きや認証手数料等の一般的な事項に関する説明
- (3) 認証の審査において、具体的な対処方法を教示せず、認証の技術的基準等に

適合しない事項や箇所について指摘し、改善を要する旨伝えること

(問21) 認証機関と関係のある別法人の活動によって認証活動の公平性を損なうことがないようにすることが要求されていますが、登録認証機関又は登録外国認証機関と関係のある別法人とはどのような法人が該当しますか (ISO/IEC 17065 4.2.7)。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関と関係のある別法人とは、登録認証機関又は登録外国認証機関と資源（事務所や要員等）を共有している法人（個人事業者を含む。）、所有（親会社と子会社）関係にある法人等が該当します。

(問22) 認証機関と関係のある別法人が、認証製品の販売・生産、コンサルティングを行う場合等に、認証機関の管理層の要員やレビュー・認証の決定のプロセスに関わる要員が当該別法人の活動に従事することは禁止されていますが、登録認証機関又は登録外国認証機関が認証事業者の職員等を要員として任命することはできますか (ISO/IEC 17065 4.2.8)。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関が、自ら認証した事業者の役職員を、審査員等の要員として任命等をした場合は、資源（この場合は要員）を共有することになるため、当該認証事業者は、当該登録認証機関又は登録外国認証機関と関係のある別法人に該当します。

認証業務の公平性を確保するため、登録認証機関又は登録外国認証機関は、認証製品を販売又は生産する認証事業者の役職員を登録認証機関又は登録外国認証機関の①評価（審査）結果のレビューを行う者、②認証の決定を行う者又は③認証業務に関する権限を持つ管理層として認証業務に従事させることはできません。

また、登録認証機関又は登録外国認証機関の①評価（審査）結果のレビューを行う者、②認証の決定を行う者又は③認証業務に関する権限を持つ管理層の要員は、当該登録認証機関又は登録外国認証機関の認証事業者の認証製品の販売又は生産活動に従事することはできません。

※関連：問4

(問23) 過去に要員がコンサルティングをした製品等のレビューや認証の決定（判定）の業務に対し、当該要員に従事させない期間としてどの程度が適当ですか (ISO/IEC 17065 4.2.10注記1)。

(答)

レビューや認証の決定が公平性を損なわないことを確実にするために十分な期間として、2年以上とすることが適当です。

(問24) 運営から生じる債務を担保できる適切な備えを持つことが要求されていますが、どの程度の備えが必要ですか (ISO/IEC 17065 4.3.1)。

(答)

資産、準備金、保険契約等のうち、一つ又はそれらの組合せにより、事業規模、リスクの大きさなどの事業運営状況等に応じた十分な規模の備えを持つことが必要です。

例えば、

- (1) 認証業務から生ずる債務を担保する保険に加入している
- (2) 保険に未加入の場合でも、認証業務の年間事業収入の最低10%以上の準備金又は資産を保有している

などの場合は、十分な規模の備えがあると考えられます。

なお、準備金額や事業収支を含む直近の財務状況に加えて、保険の加入状況についても情報公開を行うことが求められます。

(問25) 会員で構成される団体である登録認証機関又は登録外国認証機関が、会員にのみ認証を行うことはできますか。また、登録認証機関又は登録外国認証機関の独自基準をJAS認証の条件とすることができますか (ISO/IEC 17065 4.4.3)。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、認証を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、認証のための審査を行うとともに、認証業務を公正に行う必要があります。この場合、依頼者（認証の申請者又は認証事業者）が非会員であることをもって、認証のための審査や認証業務を行わない理由とすることはできません。このため、会員にのみ認証を行うことは認められません。

また、JAS認証を受けるためには、事業者が認証の技術的基準に適合することが条件であり、ISO/IEC 17065においても認証機関が不当な条件を課してはならないとされているため、認証の技術的基準とは異なる登録認証機関又は登録外国認証機関による独自基準に適合することをJAS認証の前提条件とすることはできません。



(問26) 登録認証機関又は登録外国認証機関が認証の技術的基準の他に独自の基準を持ち、その基準に基づく認証活動を行うことは可能ですか。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、認証の技術的基準等に基づいて事業者の認証を行います。それに加えて独自の基準を設けて、その基準について別途認証することも可能です。この場合、認証の技術的基準に付加的な要件を加えた基準によって独自の認証を行う場合も考えられますが、JAS法に基づく認証はあくまでも認証の技術的基準の各要件に適合していることの認証であり、認証の技術的基準とは異なる当該登録認証機関又は登録外国認証機関独自の基準へ適合することの認証をもって、JAS法上の認証に代えることはできません。

なお、JAS法上の認証の技術的基準に基づく認証の審査等を独自の基準の認証の審査等と同時に行うことは可能です。

(問27) 機密保持について、法的に拘束力があるコミットメント（約束）によって、情報の管理に責任を負う必要がありますが、業務規程に機密保持に関することを規定すればよいのですか（ISO/IEC 17065 4.5.1）。

(答)

機密保持について、認証事業者との契約書に明記することなどのほか、JAS法において定めることが要求されている業務規程において規定することによっても、「法的に拘束力があるコミットメント」として認められます。

(2) 組織運営機構に対する要求事項

(問28) 公平性を確保するためのメカニズムを持つことが要求されていますが、どのようなメカニズムを持つことが考えられますか（ISO/IEC 17065 5.2.1注記）。

(答)

有識者、消費者、利害関係者、登録認証機関又は登録外国認証機関の要員などにより構成される委員会のほか、次のようなものを設置することが考えられます。

- (1) 複数の登録認証機関又は登録外国認証機関が選出した委員で、構成される合同の委員会
- (2) ISO/IEC 17021などの他のマネジメントシステムに基づいた公平性を確保する同等の委員会

なお、公平性を期すために、特定の組織に属する者に偏重しない構成割合（有識者、消費者、利害関係者、登録認証機関又は登録外国認証機関の要員などの均

衡のとれた構成となっていること。) にする必要があるため、登録認証機関又は登録外国認証機関の要員のみで構成することは公平性を確保しているとは言えません。

### (3) 資源に対する要求事項

(問29) 力量をマネジメントする必要がある「認証プロセスに関与する要員」とはどのような者ですか。事務のみを行う者も含まれますか (ISO/IEC 17065 6.1.2)。

(答)

「認証プロセスに関与する要員」とは、プロセス要求事項に規定されている認証プロセスに従事する者が該当します。

具体的には、申請受付時の申請書類の確認や修正要求、調査計画の策定、評価(審査)、レビュー、認証の決定、苦情・異議申立て等に関与する者のほか、認証業務に関する問合せ対応、JASや認証の技術的基準の照会への対応等を行う者が含まれます。

他方、請求書の作成や物品の購入などの事務作業のみを行う者は、認証プロセスに関与する要員には該当しません。

(問30) 登録認証機関又は登録外国認証機関の長が、検査や判定を行うことは認められますか (ISO/IEC 17065 6.1.2.1)。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関の長が検査や判定を行うことは認められます。ただし、当然ながら、長の影響力を行使することなく、公正に検査業務や判定業務を行う必要があります。

(問31) 認証に関する業務を行う要員の力量の基準として、何を定めればよいですか (ISO/IEC 17065 6.1.2.1a)。

(答)

要員の力量の基準については、単なる実務経験及び学歴のみならず、認証プロセスを実行するために必要な知識及び技能についても定める必要があります。必要な知識又は技能として次のものが考えられます。

- (1) 審査の原則、実務及び技術に関する知識
- (2) JAS法令 (該当するJASや認証の技術的基準等を含む。) に関する知識
- (3) 認証プロセスに関する知識

- (4) 申請者の事業分野に関する知識
- (5) 申請者の製品、プロセス、サービス及び組織に関する知識
- (6) 報告書等を作成する技能
- (7) プレゼンテーションの技能
- (8) 面談の技能
- (9) 審査のマネジメントの技能 など

また、認証業務の事務を行う者についても、要員の力量の基準として、当該業務に必要な知識について定める必要があります。この必要な知識としては、上記の(2)～(5)などが考えられます。

(問32) 要員の力量の実証や要員のパフォーマンス（要員の活動）の監視はどのように行えばよいですか（ISO/IEC 17065 6.1.2.1c）、e））。

(答)

要員の力量の実証は、履歴書などの記録のレビュー、雇用者等からのフィードバックや面談、審査等の業務における観察や試験などの組み合わせによって行うことが考えられます。特に審査や製品試験を行う者に対しては、実際の書類審査、実地調査、製品検査を実際に行わせ、その観察を行うことにより力量の実証を行うことが重要です。

また、要員のパフォーマンスの監視として、審査員の監視を行う場合には、定期的な調査結果報告書のレビューや必要に応じ実地調査への立会等の方法により行うことが考えられます。

(問33) 外部委託が可能な評価活動にはどのようなものが該当しますか（ISO/IEC 17065 6.2.2.1）。

(答)

登録認証機関又は登録外国認証機関は、的確と判断した機関に対して評価活動を外部委託することができます。

J A S 認証における評価活動としては、認証及び認証事項の確認に当たって行う書類審査、実地の調査、能力の試験、製品検査が該当します。

なお、評価結果のレビュー及び認証等の判定（決定）は登録認証機関又は登録外国認証機関自らが行う必要があります、その行為を外部委託することはできません。

(問34) 審査の外部委託先が認証に係る J A S や認証の技術的基準についての知見を有し、ISO/IEC 17065の認定を取得している場合や製品検査の外

部委託先がISO/IEC 17025の認定を取得している場合は、その認定取得をもって外部委託先として適格と判断してよいですか（ISO/IEC 17065 6.2.2.4注記）。

（答）

適格と判断できます。なお、外部委託先が他の登録認証機関又は登録外国認証機関やJAS法に基づく登録試験業者の場合も同様です。

（4）プロセス要求事項

（問35）認証機関自身が（依頼者又は他の依頼者に）既に授与した認証を根拠にして、省略できる活動の事例にはどのようなものが考えられますか（ISO/IEC 17065 7.3.5）。

（答）

直近12ヶ月の調査又は検査により、必要な内容の調査又は検査が既に行われている場合に、その調査報告書を活用できることを想定しています。

例えば、登録認証機関又は登録外国認証機関が有機加工食品の輸入業者の認証を行う場合、申請された保管倉庫が自ら認証した別の輸入業者と同じ保管倉庫であって、業務の委託内容も同一であることが確認できるような実地調査の報告書の活用により、当該倉庫についての実地調査を省略することが可能です。

（問36）他の認証機関や試験所が実施した実地調査や製品検査の評価結果を活用し、認証をすることは可能ですか（ISO/IEC 17065 7.4.5）。

（答）

登録認証機関又は登録外国認証機関は、他の認証機関や試験所（申請者等の試験所は除く。）が実施した評価結果を活用し、認証を行うことが可能です。

この場合、当該評価を行った者が適格であることを確認するとともに、当該評価結果が次の条件を満たす必要があります。

- （1）活用する評価結果は、12ヶ月以内に実施されたものであること。
- （2）活用する評価結果の内容は、認証を行うのに必要な情報を全て含んでいること。
- （3）活用する評価結果は不適合の是正を含むものであること。
- （4）活用する評価結果に係る全ての認証文書が添付されていること。
- （5）施設及び管理体制等に変更がないこと。
- （6）製品検査は、JASで定める測定方法で行われていること。

(問37) 評価に関わる全ての情報及び結果のレビューとは何ですか (7.5.1)。また、レビュー及び認証の決定が同一人物によって行われない場合において作成する認証の決定のためのレビューに基づく推薦文書には、どのような内容を書けばよいのですか (ISO/IEC 17065 7.5.2)。

(答)

評価結果のレビューとは、認証（認証の維持等を含む。）の決定の前に、申請書及び審査結果（書類審査及び実地調査、製品検査の結果、是正処置報告書、是正処置を評価した最終報告書等）の内容を確認することです。

また、認証の決定のためのレビューに基づく推薦文書には、「認証の基準に適合しているため、認証を推薦する。」、「認証の基準に適合していないため、認証は推薦できない。」などを書くことが考えられます。

(問38) 「認証機関の組織統制の下にある法人」は J A S 法において考えられますか (ISO/IEC 17065 7.6.3)。

(答)

認証の決定をできるのは、認証機関又は認証機関の組織統制下にある法人とされていますが、J A S 法では、当該法人を想定していません。

(問39) 依頼者に提供する認証文書に含める事項はどのような情報ですか (ISO/IEC 17065 7.7.1)。

(答)

認証文書には次の事項を記載する必要があります。

- (1) 認証機関の名称及び住所として、登録認証機関又は登録外国認証機関の名称及び住所。
- (2) 認証が授与された日付として、認証の年月日。
- (3) 依頼者の名称及び住所として、認証を受けた者の氏名又は名称及び住所。
- (4) 認証範囲として、農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分、認証に係る法的根拠（格付を行う取扱業者の場合、J A S 法第10条第1項）並びに認証に係る J A S 及び認証の技術的基準。
- (5) その他の情報として、認証に係るほ場、工場、事業所等の名称及び住所。

なお、適合の表示を付する取扱業者であって認証の有効期間が定められている場合は、これらに加えて認証の有効期間を記載する必要があります。

(問40) 要求事項（J A S 等）が改正された場合に実施する処置とは何ですか

(ISO/IEC 17065 7.10.1)。

(答)

J A S等が改正されたことを全ての認証事業者に通知するほか、認証の技術的基準等に適合しない恐れがある場合は、認証事業者が引き続き基準に適合することを確認する必要があります。

(問41) 認証が（認証事業者の要請で）終了した場合、又は認証の一時停止若しくは認証の取消しになった場合に実施する認証スキームで規定した処置とは何ですか（ISO/IEC 17065 7.11.3）。

(答)

認証事業者に対し、出荷停止請求や認証の取消し等を行ったときは、インターネット等によりその旨を公表するとともに、遅滞なく農林水産大臣に報告書を提出する必要があります。

さらに、

- (1) 終了（認証に係る業務の廃止）、取消し（認証の取消し）の場合は、
  - ① 認証文書の返却
  - ② 認証を受けている旨の情報の提供の中止
  - ③ 今後のJ A Sマーク使用の中止
  - ④ 登録認証機関又は登録外国認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消
- (2) 一時停止（格付に関する業務又は適合の表示に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止の請求）の場合は、
  - ① 是正処置（再発防止策を含む）
  - ② 認証文書の返却
  - ③ 認証を受けている旨の情報の提供の中止を要求することが適当です。

(問42) 認証事業者の一時停止状態を解決（解除）するために必要な手続きとはどのようなものですか（ISO/IEC 17065 7.11.5）。

(答)

是正処置報告が提出された後、以下の手続きにより一時停止（格付に関する業務又は適合の表示に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止の請求）の解決（解除）を行うことが必要です。

- (1) 是正処置（予防処置も含む。）後の体制が認証の技術的基準に適合することについて書類審査を行い、必要に応じ実地調査や製品検査により評価すること。
- (2) 評価結果をレビューし、停止請求の解除を判定（決定）すること。

(問43) 認証に関する業務の記録は何年間保管する必要があるのですか（ISO/IEC 17065 7.12.3）。

(答)

認証に関する業務の記録のうち、認証プロセスに係る記録は、認証プロセスが適正に行われたことを実証するために必要であり、適切なJAS制度の運営に資する観点から少なくとも作成から5年間、その他の記録は、1年間保管する必要があります。

① 認証プロセスに係る記録：

認証申請書一式、審査報告書（書類審査、実地調査、製品検査）、審査結果のレビューに基づく推薦書、認証の判定記録、認証事項の確認の記録（書類審査、実地調査、製品検査、調査結果のレビューに基づく推薦書、認証維持の判定記録）、格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止の請求、苦情・異議申立ての処理等の記録

② その他の記録：

内部監査、マネジメントレビュー、公平性のリスク特定・処置、公平性委員会、要員の評価等の記録